

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和４年度特定公募型研究開
発業務（グリーンイノベーション基金事業）
に関する報告書及び同報告書に付する
経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和５年１１月２４日

経済産業省 産業技術環境局
エネルギー・環境イノベーション戦略室

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）
第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和4年度特定公募型研究開
発業務（グリーンイノベーション基金事業）
に関する報告書及び同報告書に付する
経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベー
ション基金事業）に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベー
ション基金事業）に関する報告書に付する経済産業大臣
の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務
(グリーンイノベーション基金事業)に関する報告書

目 次

I. 令和4年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業） に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
II. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
資料1－1 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交 付要綱（令和3年3月15日 20210311財産第2号）	
資料1－2 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実 施要領（令和3年3月15日 20210311財産第2号）	
資料2－1 特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要 綱（令和5年3月3日 20230301財産第2号）	
資料2－2 特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要 領（令和5年3月3日 20230301財産第2号）	
資料3－1 グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2021年3月16 日 2020年度規程第39号）	
資料3－2 グリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2021年3 月16日 2020年度機構達第22号）	
資料4 参照条文等	

I．令和４年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書

令和4年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（以下「業務」という。）として、2050年までのカーボンニュートラル目標の達成に向けて、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションの取組を大幅に加速するため、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援することが定められたことを受け、令和3年3月18日に、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311財産第2号）（資料1-1）に基づき2兆円が機構に交付され、令和3年3月29日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311財産第2号）（資料1-2）に基づき、その全額をもって基金を造成した。

さらに、2050年カーボンニュートラルに向けて、その実現に不可欠な革新的技術の開発と社会実装を一層加速させることを目的として、令和5年3月10日に、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱^{※1}（20230301財産第2号）（資料2-1）に基づき3000億円が機構に交付され、令和5年3月23日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領^{※2}（20230301財産第2号）（資料2-2）に基づき、その全額をもって基金の積み増しを行った。

※1 当初、「脱炭素化産業成長促進対策費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱」に基づき、経済産業省は機構に交付を実施した。その後、本基金の勘定を行う会計が一般会計からエネルギー特別会計に変更となったことから、令和5年7月14日に、20230704財産第1号に基づき、「特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱」に名称を変更している。

※2 「脱炭素化産業成長促進対策費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領」に基づき、機構において基金の積み増しを行った。その後、本基金の勘定を行う会計が一般会計からエネルギー特別会計に変更となったことから、令和5年7月14日に、20230704財産第1号に基づき、「特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領」に名称を変更している。

2. 基金の管理体制等

令和3年4月1日に設置したグリーンイノベーション基金事業統括室を中心として、業務に必要な体制を構築するとともに、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベシ

ョン基金補助金）交付要綱等の制定を踏まえて、「グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程」（２０２１年３月１６日 ２０２０年度規程第３９号）（資料３－１）及び「グリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（２０２１年３月１６日 ２０２０年度機構達第２２号）」（資料３－２）を改正し、業務を適切に執行した。

また、基金を適切に管理・運用するため、当該機構達に基づき、令和４年度は基金管理委員会を１回開催し、着実な管理・運用を行った。

３．業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

１）産業技術実用化開発事業費補助金

（単位：百万円）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		—	2,000,000	1,995,881	1,930,862
収入	国からの資金交付額	2,000,000	—		—
	運用収入	—	46	154	231
	その他	—	3	6	33
	合計(b)	2,000,000	49	160	264
支出	事業費	—	2,195	63,221	261,525
	管理費	—	1,972	1,959	1,973
	合計(c)	—	4,167	65,180	263,498
国庫返納額(d)		—	—	—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		2,000,000	1,995,881	1,930,862	1,667,628
（うち国費相当額）		(2,000,000)	(1,995,881)	(1,930,862)	(1,667,628)

※四捨五入の結果、合計が一致しない場合がある。

2) 特定公募型研究開発費補助金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
前年度末基金残高(a)	—	—	—	300,000
収入	国からの資金交付額	—	300,000	456,400
	運用収入	—	—	5
	その他	—	—	1
	合計(b)	—	300,000	456,406
支出	事業費	—	—	34,783
	管理費	—	—	724
	合計(c)	—	—	35,508
国庫返納額(d)	—	—	—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)	—	—	300,000	720,898
(うち国費相当額)	(—)	(—)	(300,000)	(720,898)

※四捨五入の結果、合計が一致しない場合がある。

4. プロジェクトの実施決定件数・実施決定額

1) 産業技術実用化開発事業費補助金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施決定件数（単位：件）	0	58	64
実施決定額（単位：百万円）	0	341,602	207,305

※実施決定件数及び実施決定額は、コンソーシアム実施件数及びその実施決定額を記載。

2) 特定公募型研究開発費補助金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施決定件数（単位：件）	—	—	0
実施決定額（単位：百万円）	—	—	0

※実施決定件数及び実施決定額は、コンソーシアム実施件数及びその実施決定額を記載。

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、産業技術実用化開発事業費補助金及び特定公募型研究開発費補助金の両方とも令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和4年度末基金残高）÷（令和5年度以降業務に必要となる額）

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

グリーンイノベーション基金事業では、経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」において、本事業における支援対象、成果を最大化するための仕組み、実施体制等、各研究開発分野に共通して適用する事業実施に係る方針を定めており、機構は、これに従って実施主体として事業を実施している。

令和4年度は、プロジェクト担当省庁において策定された研究開発・社会実装計画の内容に基づき8件のプロジェクトで公募・審査を実施し、公募中で年度末を迎えた1件を除く7件のプロジェクトで新たに採択先を決定し、企業等に対する支援を開始した。また、採択先が決定されたすべてのプロジェクトにおいて、技術・市場動向の調査等を適宜実施しながらマネジメントを行い、14件のプロジェクトでモニタリング・評価を実施した。

さらに、機構ホームページ内における特設サイトの構築や本事業の成果等を報告するシンポジウムの開催等を通じた情報発信も併せて行い、補助金交付要綱等に基づく、基金事業の実施状況に係る経済産業省への報告も適切に行った。

プロジェクト名	公募・審査	採択決定	モニタリング・評価
洋上風力発電の低コスト化	—	—	●
次世代型太陽電池の開発	—	—	●
大規模水素サプライチェーンの構築	—	—	●
再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造	—	—	●
製鉄プロセスにおける水素活用	—	—	●
燃料アンモニアサプライチェーンの構築	—	—	●
CO ₂ 等を用いたプラスチック原料製造技術開発	—	—	●
CO ₂ 等を用いた燃料製造技術開発	●	●	●
CO ₂ を用いたコンクリート等製造技術開発	—	—	●
CO ₂ の分離回収等技術開発	●	●	●
次世代蓄電池・次世代モーターの開発	●	●	●
電動車等省エネ化のための車載コンピューティング・シミュレーション技術の開発	●	●	—
スマートモビリティ社会の構築	●	●	—
次世代デジタルインフラの構築	—	—	●
次世代航空機の開発	—	—	●
次世代船舶の開発	—	—	●
食料・農林水産業のCO ₂ 等削減・吸収技術の開発	●	●	—
バイオものづくり技術によるCO ₂ を直接原料としたカーボンリサイクルの推進	●	●	—
製造分野における熱プロセスの脱炭素化	●	—	—
合計	8 件	7 件	1 4 件

※令和4年度中に各項目に関する取組を行った場合に●印を記載。

次年度以降も引き続き、経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を行う。

II. 參考資料

経済産業省

20210311財産第2号

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月15日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、基金を造成し、2050年までのカーボンニュートラル目標の達成に向けて、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援することにより、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションの取組を大幅に加速することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるグリーンイノベーション基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請）

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める

書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項の規定に基づく報告等、第18条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）又は第22条第1項の規定に基づく基金の残余额の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認又は第22条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

- 2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第9条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について公表しなければならない。

- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（状況報告）

- 第11条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

（是正のための措置）

- 第12条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告等）

- 第14条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。
- 3 機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をい

う。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。

- 4 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
- 5 機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、実施要領に定める基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに、大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者（基金事業に係る契約の相手先若しくは補助金の交付先）に対し改善等の指導を行うものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 4 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又は経済産業省の職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
 - 5 大臣は、前項の検査等により、法令、本要綱又は実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
 - 6 大臣は、基金事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第4項に基づく現地調査等のほか、事業に係る補助金交付先または委託契約先に対して、現地調査等を行うことができるものとし、機構は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（契約及び交付等）

- 第16条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）若しくは助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第17条 機構は、基金事業(機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。)により機構が取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第3項に定める報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの(以下「秘密情報」という。)については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報(基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
- 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
 - 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
- 3 機構は、基金事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力事項)

第21条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

(基金の廃止等)

第22条 機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。

2 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(その他)

第23条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和5年3月3日20230301財産第2号）

この要綱は、令和5年3月3日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第 1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付申請書

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
- (2) 直近 2 年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）変更
交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

(既交付決定額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類

基金管理状況を示した書類

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額	金	円
-------	---	---
3. 本補助金は、以下に掲げる事項を条件として交付するものとします。
 - 一 委託先及び交付先の事業者の指導・監督を含め、基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、最大限務めること。
 - 二 基金事業の実施状況について、経済産業省から求められた場合には、速やかに報告すること。
4. 事業に係る実績報告は、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第14条第1項に定めるところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇
担当者：〇〇、〇〇
電話：03-3501-1511(内線0000)
03-3501-0000（直通）

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）支払請求書

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求額 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第5)

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付調書

法人名 _____

(単位：円)

国		法 人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収 入			支 出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）状況
報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施状況
2. 基金の収支状況

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の造成が完了した日 年 月 日
2. 交付決定額 金 円
3. 基金の造成額 金 円
4. 添付書類
 - (1) 基金の造成を確認できる書類
 - (2) 機構の収入状況が分かる書類

(様式第8)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第9)

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 10)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）財産処分承認
申請書

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第 18 条第 3 項
の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

経済産業省

20210311財産第2号

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和3年3月15日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けて基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、グリーンイノベーション基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な基金の管理・運用方法及び手続き等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の管理・運用方法

（1）機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

（2）基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは補助金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、

その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。)は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。

- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

- (4) 基金設置法人が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- (6) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注(契約金額100万円未満は除く)を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理(契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと)を実施しなければならない。
- (7) 精算処理(委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む)において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費(精算処理の対象か否かを問わない)を含むことはできない。
- (8) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注(契約金額100万円未満は除く)した場合は、当該業務に係る履行体制図(契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの)を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8)の履行体制図は事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期(年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む)に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

3. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
- ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3.0 パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

4. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、交付要綱第 15 条第 4 項に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 機構は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第 3 基金事業の手続き

機構は、別途経済産業省が定める基本方針に従って、以下の手続きにより、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は補助金の交付を行うための契約書、契約約款、補助金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が補助金を交付する際には、当該規則等において、補助金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

2. 実施体制の整備

基金事業の実施に当たり、機構は、以下の役割を担うこととし、必要な実施体制を整備する。具体的な実施体制の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

- (1) 基金の管理・運用
- (2) 「研究開発・社会実装計画」の作成支援
- (3) 公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務
- (4) プロジェクトマネジャーの選任
- (5) 実施者に対する事業推進支援（連携先・支援策の紹介等）
- (6) プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言
(年数回程度、「技術・社会実装推進委員会」を開催)
- (7) WG へのプロジェクトの進捗報告
- (8) プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催

(9) 重点分野における技術・市場動向の調査（インテリジェンス機能）

(10) 基金事業の実施状況・成果の把握、経済産業省への報告

3. その他

- (1) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるようにする。
- (2) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 基金事業を終了する時期は未定とする。

附 則

本実施要領は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和5年3月3日20230301財産第2号）

本実施要領は、令和5年3月3日から施行（適用）する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
事業費	研究開発の実施に要する経費（委託費又は補助金）
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、調査費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

経済産業省

20230301 財産第2号

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月3日

経済産業大臣 西村 康稔

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する特定公募型研究開発費補助金のうち、別表に掲げるものであり、グリーンイノベーション基金事業に要する費用に充てるための基金の造成に要する経費に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、産業技術実用化開発事業費補助金（令和2年度第3次補正予算分）の交付を受けて造成したグリーンイノベーション基金に積み増しを行い、2050年カーボンニュートラルに向けて、その実現に不可欠な革新的技術の開発と社会実装を一層加速させることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、別途定める「特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるグリーンイノベーション基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付（以下「交付対象事業」という。）する。

(交付の申請)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1)に大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書(様式第1)の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書(様式第2)に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項の規定に基づく報告等、第18条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)又は第22条第1項の規定に基づく基金の残余额の報告については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認又は第22条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第3)を機構に送付するものとする。

2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第4)を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第9条 機構は、基金の積み増し後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第5)を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第11条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書(様式第6)を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告等)

第14条 機構は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日(前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日)又は交付対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

- 3 機構は、基金事業開始から事業終了後 5 年後までの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の 6 月 30 日までに大臣に報告しなければならない。
- 4 機構は、科技イノベーション活性化法第 27 条の 3 の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後 6 か月以内に大臣に提出しなければならない。
- 5 機構は、基金事業開始から事業終了後 5 年後までの間、実施要領に定める基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに、大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者（基金事業に係る契約の相手方若しくは補助金の交付先）に対し改善等の指導を行うものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第 15 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、積み増しされた基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 4 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又は経済産業省の職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
 - 5 大臣は、前項の検査等により、法令、本要綱又は実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
 - 6 大臣は、基金事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第 4 項に基づく現地調査等のほか、事業に係る補助金交付先または委託契約先に対して、現地調査等を行うことができるものとし、機構は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（契約及び交付等）

- 第 16 条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）若しくは助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることがで

きる。

- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第17条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第3項に定める報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの

四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第21条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

（基金の廃止等）

第22条 機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。

2 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

（その他）

第23条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

附 則（令和5年7月14日20230704財産第1号）

この要綱は、令和5年7月14日から施行（適用）する。

別表

補助金名称			
(会計名)	(勘定名)	(項名)	(目名)
一般会計	ー	脱炭素化産業成長促進対策費	脱炭素化産業成長促進対策費補助金
エネルギー 対策特別会計	エネルギー需給勘定	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	脱炭素成長型経済構造移行推進対策 費補助金

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付申請書

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
- (2) 直近2年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）変更
交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

(既交付決定額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類

基金管理状況を示した書類

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額 金 円
3. 本補助金は、以下に掲げる事項を条件として交付するものとします。
 - 一 委託先及び交付先の事業者の指導・監督を含め、基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、最大限務めること。
 - 二 基金事業の実施状況について、経済産業省から求められた場合には、速やかに報告すること。
4. 事業に係る実績報告は、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第14条第1項に定めるところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇
担当者：〇〇、〇〇
電話：03-3501-1511(内線0000)
03-3501-0000（直通）

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）支払請求書

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求額 金 円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第 5)

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付調書

法人名 _____

(単位：円)

国		法 人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収 入			支 出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

(注 1) 「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 3 1 条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

(注 2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）状況
報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施状況
2. 基金の収支状況

(様式第 7)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）について、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の積み増しが完了した日 年 月 日
2. 交付決定額 金 円
3. 基金の積み増し額 金 円
4. 添付書類
 - (1) 基金の積み増しを確認できる書類
 - (2) 機構の収入状況が分かる書類

(様式第8)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第9)

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 10)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）財産処分承認
申請書

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第 18 条第 3 項の規
定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

経済産業省

20230301財産第2号

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和5年3月3日

経済産業大臣 西村 康稔

特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けて基金（以下単に「基金」という。）を積み増しし、当該基金を活用して、グリーンイノベーション基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な基金の管理・運用方法及び手続き等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を積み増しして、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の積み増し

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を積み増しするものとする。

2. 基金の管理・運用方法

（1）機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）

- ・元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

- （2）基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは補助金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科学技術・イノベーション創出の活

性化に関する法律第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。

- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

- (4) 基金設置法人が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- (6) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (7) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- (8) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8)の履行体制図は事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

3. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。

- ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支

出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3.0 パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

4. 余剰金の返還

(1) 大臣は、交付要綱第 15 条第 4 項に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 機構は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第 3 基金事業の手続き

機構は、別途経済産業省が定める基本方針に従って、以下の手続きにより、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は補助金の交付を行うための契約書、契約約款、補助金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が補助金を交付する際には、当該規則等において、補助金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

2. 実施体制の整備

基金事業の実施に当たり、機構は、以下の役割を担うこととし、必要な実施体制を整備する。具体的な実施体制の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

(1) 基金の管理・運用

(2) 「研究開発・社会実装計画」の作成支援

(3) 公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務

(4) プロジェクトマネジャーの選任

(5) 実施者に対する事業推進支援（連携先・支援策の紹介等）

(6) プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言

（年数回程度、「技術・社会実装推進委員会」を開催）

(7) WG へのプロジェクトの進捗報告

(8) プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催

(9) 重点分野における技術・市場動向の調査（インテリジェンス機能）

(10) 基金事業の実施状況・成果の把握、経済産業省への報告

3. その他

- (1) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるようにする。
- (2) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 基金事業を終了する時期は未定とする。

附 則

本実施要領は、令和5年3月3日から施行する。

附 則（令和5年7月14日20230704財産第1号）

本実施要領は、令和5年7月14日から施行（適用）する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
事業費	研究開発の実施に要する経費（委託費又は補助金）
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、調査費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程

2021 年 3 月 16 日

2020 年度規程第 39 号

一部改正 2023 年 3 月 10 日 2022 年度規程第 56 号

一部改正 2023 年 7 月 31 日 2023 年度規程第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成するグリーンイノベーション基金によるグリーンイノベーション基金事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び科技イノベ活性化法並びに産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

(事業の目的)

第 3 条 機構は、2050 年までのカーボンニュートラル目標の達成に向けて、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援することにより、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションの取組を大幅に加速することを目的とする。

(事業の実施)

第 4 条 機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第 3 章第 1 節、第 4 節並びに第 5 章の規定に準じて事業を実施する。

2 機構は、経済産業省が定める基本方針に記載される役割に従い業務を実施する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2021年3月18日から施行する。

附 則 (2022年度規程第56号)

この規程は、2023年3月10日から施行する。

附 則 (2023年度規程第8号)

この規程は、2023年7月31日から施行する。

グリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達

2021 年 3 月 16 日

2020 年度機構達第 22 号

一部改正 2023 年 3 月 10 日 2022 年度機構達第 16 号

一部改正 2023 年 7 月 31 日 2023 年度機構達第 4 号

(目的)

第 1 条 この機構達は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成するグリーンイノベーション基金事業を実施するための基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)並びに産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)交付要綱及び産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)実施要領又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)交付要綱及び特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)実施要領並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

(基金の造成)

第 3 条 機構は、2050 年までのカーボンニュートラル目標の達成に向けて、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援すること及びこれに附帯する業務(以下「基金事業」という。)を実施するため基金を造成するものとする。

2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣(以下「大臣」という。)による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができるものとする。

3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(基本的事項の公表)

第 4 条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業

の目標について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

（報告）

第5条 機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。

2 機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

（基金の経理等）

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（基金の管理及び運用）

第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

2 機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券
- 二 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- 三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

4 基金事業の実施に要する経費は、別表によるものとする。

5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

- 6 機構は、自ら実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- 7 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- 8 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く。）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- 9 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先・外注先を含む。）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない。）を含むことはできない。
- 10 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く。）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

（基金管理委員会）

第8条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- 二 基金の支出に関する重要事項
- 三 その他基金の資金運用に関する必要事項

3 委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、総務部長、経理部長、主管部長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもって充てる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。委員は、必要に応じて委員長が追加で指名することができる。

4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が

必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。

6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）

第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱第15条第4項に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。

4 機構は、基金の管理の終了後において、機構が基金事業に係る経費を配分した対象者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附 則

この機構達は、2021年3月18日から施行する。

附 則（2022年度機構達第16号）

この機構達は、2023年3月10日から施行する。

附 則（2023年度機構達第4号）

この機構達は、2023年7月31日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
事業費	研究開発の実施に要する経費（委託費又は補助金）
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、調査費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（抄）
（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）
（抄）

（特定公募型研究開発業務基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（以下「特定公募型研究開発業務基

金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定公募型研究開発業務基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（経済産業大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）（抄）

（特定公募型研究開発業務の方法）

第 16 条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。)第 27 条の 2 に規定する業務については、機構法第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき、特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金(以下「特定公募型研究開発業務基金」という。)により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

- 2 特定公募型研究開発業務基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標（経済産業大臣決定 平成 30 年 2 月 28 日、令和 4 年 8 月 9 日一部変更、令和 5 年 2 月 16 日一部変更）（抄）

5. 特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号） 第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。

③グリーンイノベーション基金事業

グリーン成長戦略の実行計画等を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO₂固定・再利用等の重点分野について、官民で野心的かつ具体的な 2030 年目標（性能・導入量・価格・CO₂削減率等）を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10 年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。このため、NEDOは、経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、基金を造成し、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会及び分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組んでいく。本基金事

業の実施にあたり、NEDOは、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査（インテリジェンス機能）、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする技術開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものと考えらるべきであるため、開発の途中段階における進捗確認は実施者の負担にならないように配慮する。

○数値目標 5. -3

【目標】「基幹目標」

温暖化対応を経済成長の制約やコストと捉えるのではなく、産業構造や社会経済に変革をもたらし、次なる成長につなげていくという「経済と環境の好循環」を作り出すため、本基金を呼び水として、民間企業等の研究開発・設備投資を誘発し、世界のESG資金を国内に呼び込むことで、2050年までのカーボンニュートラルを実現する。こうした本基金事業全体の目標を達成するため、国は、プロジェクトごとに野心的な2030年目標を設定した上で、企業等の経営者が長期的な経営課題として粘り強く取り組むことへのコミットメントを求め、当該研究開発目標への挑戦を促す。NEDOは、前述の役割において最大限の努力と創意工夫を発揮し、本基金事業全体の目標及びプロジェクトごとの研究開発目標の達成に貢献することが期待される。このため、第4期中長期目標期間においては、プロジェクトの企画・開始が業務の中心となることを前提に、WGにおいて、プロジェクトごとに、①プロジェクト実施者に対する支援、②担当省庁のプロジェクト担当課室との連携、③国民・投資家等に対する広報の観点から、以下の定量的指標を参考にしつつ、貢献度を評価し、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価となるプロジェクトの比率を75%以上とすることをNEDOの目標とする。

- ・ 公募における企業等の提案者数
- ・ 幅広い事業者が応募できるよう、公募情報の周知広報等に努めるとともに、提案書類を極力簡素化し、丁寧に問合せに対応したか。
- ・ 実施者（各者の研究開発責任者等）に対するアンケート結果
- ・ プロジェクト実施者の決定後、プロジェクトの目標達成に向けて、技術・社会実装推進委員会による専門家の助言の提供や連携先・支援策の紹介等を通じて、研究開発・社会実装の取組に係る適切なマネジメントが行われたか。
- ・ 担当省庁のプロジェクト担当課室（各課室の管理職等）に対するアンケート結果
- ・ 「研究開発・社会実装計画」の策定・変更の際のインテリジェンスの提供、プロジェ

クト間の連携、制度面を含めた追加的支援の必要性に関する助言や進捗状況等の適時報告等を通じたプロジェクトの円滑な実施により、担当省庁のプロジェクト担当課室と連携が図られたか。

- ・PRコンテンツ（ダッシュボード含む）の総閲覧数

- ・プロジェクトに関連する情報を集約したダッシュボードの構築（実施者の取組状況（提出された情報等）、技術・市場等に係るインテリジェンス、技術・社会実装推進委員会における議論内容等を長期的・継続的にアーカイブし、企業秘密等を除き、分かりやすい形式で公開）、国内外投資家に対するプロジェクトの進捗・成果の情報発信、プロジェクトに参加していない企業等によるカーボンニュートラル関連投資の喚起、SNSや動画を活用した国民等に対する将来の社会像のセンスメイキング等により、プロジェクトの取組を通じて、社会全体の行動変容に繋がったか。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和4年度特定公募型研究開
発業務（グリーンイノベーション基金事業）
に関する報告書に付する経済産業大臣の意
見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経 済 産 業 大 臣

令和４年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- １．国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する研究開発・社会実装計画の作成・変更に係る支援に加え、同計画の内容に基づき８件のプロジェクトで公募を実施し、公募中で年度末を迎えた１件を除く７件で新たに採択先を決定するとともに、うち６件については、交付決定等を行い、支援を開始した。令和３年度に採択したプロジェクトにおいても継続的に支援を実施した。また、支援を実施しているすべてのプロジェクトにおいて、技術・市場動向の調査等を適宜実施しながら事業を推進するとともに、１４件のプロジェクトでモニタリング・評価を行うなど、着実に業務を実施した。
- ２．基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第３項、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（２０２１０３１１財産第２号）第２の２．及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（２０２３０３０１財産第２号）第２の２．の規定に基づき、外部有識者の意見を踏まえ、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。